

はやぶさ

Hayabusa

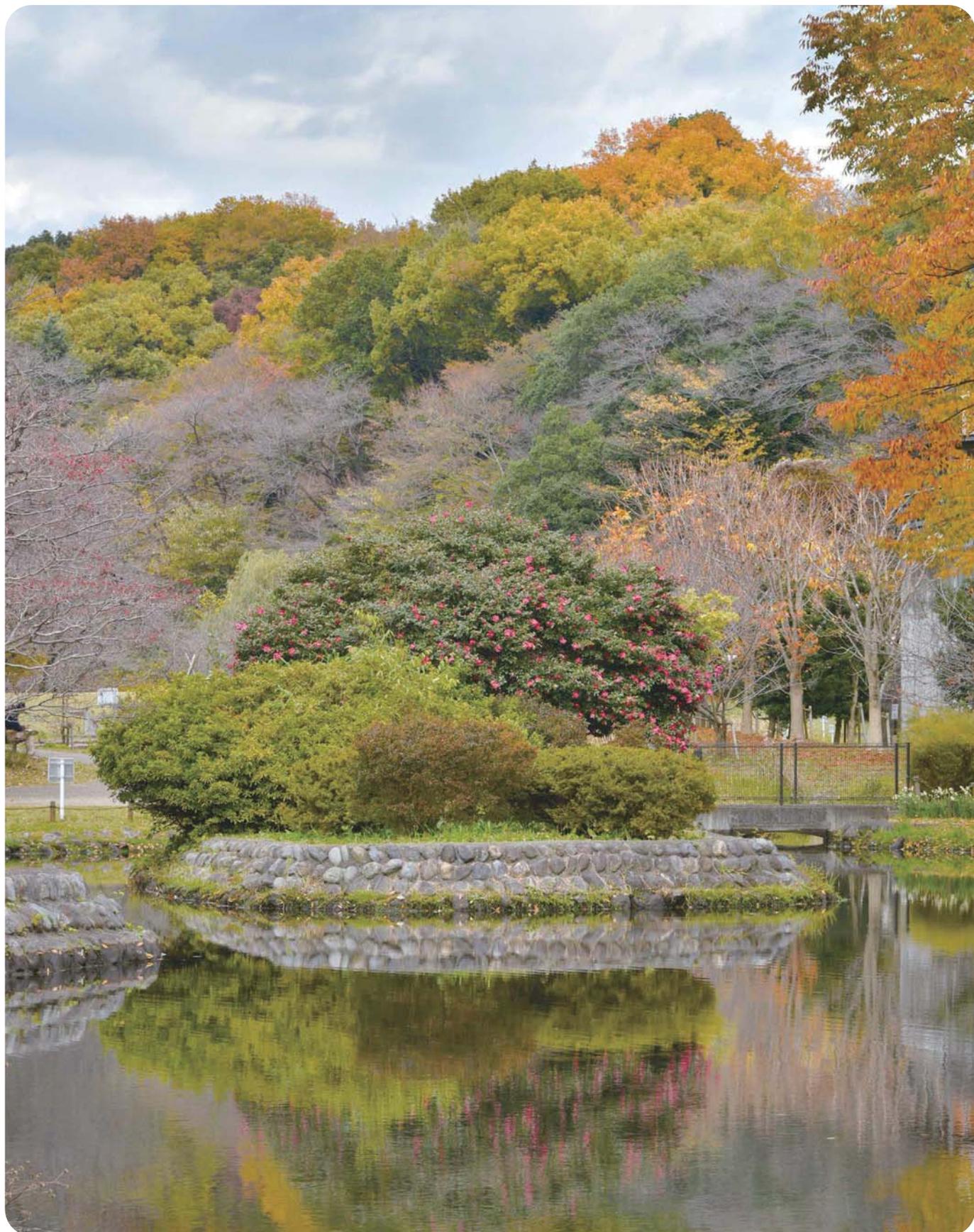


Sagamihara
Corporation Association's
magazine

2019.11

相模原法人会広報誌

No. 222 隔月刊



INDEX

会活 2

法人会を支えるひと 3

有限会社高橋建装
高橋保男さん

ハイライト 4

令和2年度税制改正に関する提言
令和元年度及び2年度理事監事紹介

活動フラッシュ 12

令和元年8月～10月

相模原税務署からのお知らせ 14

税務署へ提出する申告書や申請書にはマイナンバーの記載が必要です。
マイナンバーカードの活用してe-Taxをより便利に

はやぶさ花子の食べある記 16

かまな庵

相模原法人会からのお知らせ 18

消費税完納推進・電子申告利用推進宣言式が行われました。
新会員紹介(令和元年8月・9月)

読者プレゼント 19

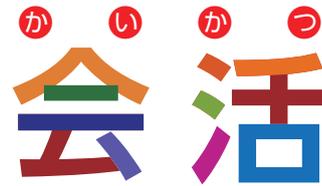
令和2年相模原の風景カレンダー
提供: 栄文舎印刷所

[表紙] 相模原の風景

『せせらぎの園地区』

相模原公園の一部です。少し離れているためあまり知られていませんが、四季折々の花々や草木が咲き、道保川からの清流が注ぎ込む池には、多くの水鳥が遊びに来たりして家族で楽しめる穴場です。

撮影地 / 南区下溝 撮影 / 松田廣司



～法人会の活動予定～

★印 ご案内・お申込書が同封されています。



- 1日(金) 源泉所得税研修会 年末調整の実務【相模原法人会館】
 大野中支部 親睦バス旅行【首都機能視察・近代日本造形美鑑賞の旅】
- 8日(金) 全法連 全国青年の集い大分大会 【iichiko総合文化センター】
- 9日(土) 生活習慣病健診【相模原市立産業会館】
- 10日(日) 相模原市民活動フェスタ【淵野辺公園 銀河アリーナ】
- 14日(木) 生活習慣病健診【ホテルラポール千寿閣】
 納税表彰式及び団体長会会長感謝状贈呈式【けやき会館 大樹の間】
- 15日(金) 新設法人説明会【相模原法人会館】
- 16日(土) さがみはらフェスタ【相模原補給廠一部返還地】
- 17日(日) つくい湖湖上祭【津久井湖城山公園水の苑地】
- 18日(月) 生活習慣病健診【相模原市立産業会館】
- 19日(火)
- 21日(木) 会員大会2019 登坂淳一講演会【ニュースを伝える事】【社のホールはしもと】
- 23日(土) 中央北支部 親睦バス旅行【りんご狩りと食事会】
- 26日(火) 第4回理事会 【相模原法人会館】
- 28日(木) 決算法人説明会【相模原法人会館】
- 29日(金) 法律相談【相模原法人会館】 ★



- 2日(月) 日本酒とワインの美味しい楽しみ方【相模原法人会館】★
- 10日(火) 労務相談【相模原法人会館】★
- 13日(金) 税務相談【相模原法人会館】★
 決算法人説明会【相模原法人会館】
- 17日(火) 青年部会忘年会【HKラウンジ】

ひと
法人会を支える

相模台地区

塗装一筋50余年 自分は汚れて 家は綺麗に

有限会社 高橋建装

代表取締役 たかはし やすお
高橋 保男さん

高橋建装は個人の住宅やマンションなど、建物の外壁や屋根の塗装を手がける会社です。代表取締役の高橋保男さんは秋田県湯沢市出身。豊かな自然の中で元気いっぱい遊びながら幼少期を過ごしました。

「祖父、父、兄が大工で、自分も子どもの頃から大工に憧れていました。15歳の時に職業訓練所に入所したのですが、定員の都合で塗装を学ぶことになりました。そこからずっと、69歳の今日まで塗装一筋です」と、歩み続けてきた一本道を誇らしげに話します。仕事の心がけを尋ねると、

「色やイメージなど綿密に打ち合わせて、『自分は（塗料で）汚れる。お客様の家は綺麗になる』をモットーに、お客様に満足いただく仕上がりに持っていきます。何よりもお客様に喜ばれることを大切にしています」と、笑顔を見せつつ真剣に語りました。

明るく楽しく誠実な人柄で50年以上の経験、実績を積み重ね、神奈川県はもとより埼玉や遠方からの注文にも対応しています。

25歳で独立し、同じ時期に趣味で始めた民謡は、やがて特技に。10年位前、日本民謡協会が主催する民謡民舞大会の千葉県大会にエントリーし、秋田民謡の『正調生保内節』で見事、準優勝という成績を取めました。一節、披露していただきましたが、張りのあるつややかな声に、つい手拍子を打ちたくなりました。

「民謡で一番難しいのは声の出し方ですかね。上手い人を見ると、それより上手くなろう!と思います」と楽しそうに言葉を続けます。「昔、カラオケの無い時代、建前（上棟式）

の祝い歌を手拍子だけで唄わせていただきました。『金持ちどっさり』という歌詞がうけて、お客様に喜ばれました」と懐かしげに振り返ります。

知り合いの大工さんから勧められて入会したという法人会では、「相模台支部の支部長と、その後に親会の監事をやらせていただきましたが、いい人ばかりで仲間がたくさんできたのが良かったです。皆で会合して時には一緒に酒を飲んだりしたことも楽しかったです。そんな交流ができることも法人会の魅力ですね」とのこと。唄って盛り上がる場面が浮かんできました。

「民謡の他に尺八やゴルフなども好きですが、やりたいことをやらせてくれる妻に感謝しています。4人いる子どものうち、3人が一緒に働いてくれています。あとの1人は潜水艦の内部

の工事に携わっています。4年前、ひ孫が産まれて曾じいさんになりました」

今まで大病もなく手術をしたことがないそうです。「玄孫にも会えるかもしれませんね?」の問いには「そうだといいなあ」と、大らかな笑い声を返してくれました。



民謡民舞大会
千葉県大会準優勝

令和2年度 税制改正に関する提言

全国の440ある法人会の令和2年度の税制改正要望をとりまとめ、9月18日の全法連理事会におきまして、「令和2年度税制改正に関する提言」が決議されました。この提言事項につきましては、その実現に向けて、地元の国会議員並びに地方自治体に対し、提言活動を実施します。

公益財団法人全国法人会総連合

《基本的な課題》

I 税・財政改革のあり方

「令和」という新時代を迎えた我が国の長期債務残高は国と地方を合わせて1,100兆円を越し国内総生産(GDP)のほぼ2倍と、先進国の中で突出した悪化ぶりとなっている。振り返ってみると、平成初頭期には赤字国債の発行ゼロを達成したのだから、その後のおよそ30年間がいかに借金を積み上げた時代だったかである。

デフレの長期化という側面があったにせよ、ここまで財政を悪化させた主因が社会保障を中心とした「受益」と税や社会保険料といった「負担」のアンバランス、つまり「中福祉・低負担」の税財政構造に根差していることは言うまでもない。裏返してみれば、目指すべき「中福祉・中負担」への転換がなされなかったのである。

我が国が先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口減少という深刻な構造問題を抱えていることは、かねてより周知の事実であった。その問題解決には「受益」を大胆に抑制し、「負担」を適正な水準に引き上げるしか方策がないことも明白であった。

にもかかわらず、政治は一部の政権を除いて問題を放置、解決策の先送りを繰り返してきた。とりわけ、持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化の両立を目的にした「社会保障と税の一体改革」で定めた消費税率10%への引き上げが、極めて説得力を欠く理由で2度も延期されたことは、財政規律を毀損するに十分であった。

今般、この税率引き上げがやっと実現の運びとなったが、これから本格化する社会保障給付費の増大と財政健全化の困難さを考えれば、極めて不十分と言わざるを得まい。「令和」という新時代が幕を開けた今こそ、平成時代に毀損された財政規律を取り戻し、「受益」と「負担」の均衡に向けて税率10%超への議論を早急に開始せねばならない。そして問題解決の具体的道筋をまとめ実行に移す。それは政治のみならず、国民一人ひとりに求められる責務であろう。

1. 財政健全化に向けて

消費税率10%への引き上げが実現の運びとなったが、「社会保障と税の一体改革」では2015年10月に引き上げる予定だったのだから、実に4年遅れたこ

とになる。しかも今回の引き上げでは、財政規律を大きく損なう2つの問題があった。

ひとつは消費税の使途拡大である。「社会保障と税の一体改革」では年金、医療、介護、子育ての社会保障4経費に限定していた使途を幼児教育無償化にまで拡大したのである。これにより改革理念は失われ、社会保障の安定財源確保を目的とした消費税のあり方も変質してしまった。

2つ目は税率引き上げによる景気悪化抑制を理由とした過剰ともいえる財政措置である。増税による負担増という影響額をこの幼児教育無償化などで2兆円程度に抑制したうえ、ポイント還元や公共事業などで2.3兆円の財政措置を行ったのである。いくら税率引き上げへの環境整備が必要だったとはいえ、増税による収増を財政支出が上回ったのでは、何のための増税なのか本末転倒の誹りは免れまい。

財政健全化目標に至っては、財政規律など存在しないも同然となっている。政府は昨年、基礎的財政収支(プライマリーバランス=PB)の黒字化目標達成を消費税率引き上げ延期に伴い2020年度から2025年度へ大幅に先送りし、本年6月の「経済財政運営と改革の基本方針」(骨太の方針2019)でもこれを踏襲した。しかし、本年7月に更新された内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」では、高い名目成長率を前提としても2025年度には2.3兆円の赤字が残るとしている。

昨年策定された2021年度の間目標である①PB赤字の対GDP比を1.5%程度②債務残高対GDP比を180%台前半③財政収支赤字を対GDP比3%以下——という指標も同様に踏襲されたが、これは2025年度のPB黒字化目標以上の問題を内包している。なぜなら、「債務残高」と「財政収支」の対GDP比は、長期金利が成長率を下回る異次元緩和が目標達成を容易にしているだけで、いずれ金利が正常化すれば指標は急速に悪化する。つまり、国民に誤解を与えやすい目標であることを指摘しておかねばならない。

そして今後の税財政を考えるうえで重要な要素となるのは団塊の世代の動向である。この世代の先頭が後期高齢者入りするのは2022年であり、2025年度は団塊の世代すべてが後期高齢者に達する年である。つまり、政府のPB黒字化目標年度は遅すぎるわけで、本来なら団塊の世代の先頭が後期高齢者入りする前に黒字化目標を設定すべきなのである。

- (1) 今般の消費税率10%への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠だった。税率引き上げによる悪影響を緩和する等の環境整備は必要だが、本年度に引き続き、来年度当初予算においても臨時・特別の措置を講じることとしている。しかし、それがバラマキ政策となってはならない。
- (2) 政府は、2016年度から18年度の3年間を集中改革期間と位置づけ、政策経費の増加額を1.6兆円(社会保障費1.5兆円、その他0.1兆円)程度に抑制する目安を達成した。2019年度から21年度の基盤強化期間についても、引き続き社会保障費の増加額を抑制する目安を示し、改革に取り組む必要がある。
- (3) 財政健全化は国家的課題であり、歳出、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。
- (4) 今般の消費税率引き上げに伴って本年10月より軽減税率制度が導入されるが、これによる減収分については安定的な恒久財源を確保するべきである。
- (5) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。政府・日銀には、市場の動向を踏まえた細心の政策運営を求めたい。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

団塊の世代すべてが後期高齢者となり、医療と介護の給付費急増が見込まれる「2025年問題」が目前に迫っている。また、「団塊ジュニア」が年金受給年齢に達するなど高齢者人口がピークを迎える2040年には、社会保障給付費が190兆円(2019年度約124兆円)に達する見込みである。

社会保障給付費の財源は公費と保険料である。適正な「負担」と重点化・効率化による「給付」の抑制を可能な限り実行しないと、持続可能な社会保障制度の構築も財政の健全化も実現できないことは、すでに指摘した通りである。とりわけ、医療と介護の分野は給付の急増が見込まれており、ここに改革のメスをどう入れるかが重要になる。

その意味で注目されるのは、来年度が2年に一度の改定年に当たる診療報酬である。これまでの改定では「薬価」引き下げで診療報酬全体を抑制してきたが、今回こそ「本体」にどう切り込むかが焦点となろう。

また、「骨太の方針2019」では高齢者の雇用・就業機会を確保するため、70歳までの就業機会の確保を企業の努力規定として求めていくことを盛り込んだ

が、年金支給開始年齢の引き上げも一体的に議論する必要がある。さらに、将来の廃止も検討されている在職老齢年金制度については、将来世代の年金財源への影響を考慮すれば慎重であるべきであろう。

超高齢化社会が急速に進展する今、社会保障は「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直す必要があるが、その際に重要なのは公平性の視点である。たとえば医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じることを原則とする必要がある。

医療費・介護費の抑制につながるとして注目されている健康寿命の問題については、客観的なデータ分析に基づく実効性のある取り組みが求められる。

- (1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。
- (2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増を抑制するために診療報酬(本体)体系を見直すとともに、政府目標であるジェネリックの普及率80%以上も早期に達成する。
- (3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とのメリハリをつけ、給付及び負担のあり方を見直す。
- (4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
- (5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。
また、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。
- (6) 企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3. 行政改革の徹底

今般の消費税率引き上げは国民に痛みを求めるものであり、その前提として「行革の徹底」が不可欠であったことを想起せねばならない。地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削るのである。しかし、政府・議会がこの国民の要請に応えているとはとても言えない。

たとえば「一票の格差是正」や合区対策を理由に参議院定数を6増やしたことである。一票の格差は是正せねばならないが、それは定数を増やすのではなく、減ら

す方法で行うべきであり、国民が求める議員定数の抜本的な削減に逆行している。しかも、この6増による経費増を削減する方策として、参議院議員の歳費を月額数万円自主返納するというが、これは明らかに国民の批判を回避するための小手先のパフォーマンスとみられても仕方あるまい。

また近年、地方の政府・議会を含め、国民の信頼を裏切るような不祥事が相次いでおり、国民の不信感は極度に高まっている。もはや改革の先送りは許されない。以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求めたい。

- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減と歳費の抑制。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. 消費税引き上げに伴う対応措置

本年10月から導入される軽減税率制度は事業者の事務負担が大きい。税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。軽減税率制度導入後は、国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

また、税率引き上げによる景気への影響を緩和する対策としてキャッシュレス決済へのポイント還元制度等も実施される。国は、軽減税率制度だけでなく、これら経済対策についても国民や事業者に対して周知を行い、混乱が生じないよう努める必要がある。

すでに指摘したように、消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に不可欠、かつ極めて重要である。このため、税率引き上げ後も消費税制度の信頼性と有効性を確保する観点から、以下の対応措置が求められる。

- (1) 現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。
- (2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となる。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。
- (3) システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。

5. マイナンバー制度について

マイナンバー制度はすでに運用段階に入っているが、依然としてマイナンバーカードの普及率が低いなど、国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。政府は引き続き、制度の意義等の周知に努め、その定着に向け本腰を入れて取り組んでいく必要がある。

そのためには、国民にどうカードの利便性を実感してもらうかがカギになる。その意味で2021年3月よりマイナンバーカードの健康保険証としての利用が開始されるのは重要である。また、e-TaxやeLTAxを利用した場合の申告納税手続きの簡素化や各種手当等の申請手続きの簡略化を図れば、よりカード普及にもつながる。

制度の運用に当たって不可欠なのは、年金情報流出問題などでみられた個人情報漏洩の防止、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護など制度の信頼が担保される措置を講じることである。さらにコスト意識の徹底にも努めねばならない。

マイナンバー制度の利用範囲については、社会保障と税、災害対策に限定されているが、これをどこまで広げるかは今後の重要な課題である。たとえば世帯収入の把握なども簡単になり、新たな制度設計がしやすくなるといったメリットもあるからだが、それには広範な国民的議論が必要になる。

6. 今後の税制改革のあり方

今後の税制改革に当たっては、①経済の持続的成長と雇用の創出②少子高齢化や人口減少社会の急進展③グローバル競争とそれがもたらす所得格差など、経済社会の大きな構造変化④国際間の経済取引の増大や多様化、諸外国の租税政策等との国際的整合性——などにどう対応するかという視点等を踏まえ、税制全体を抜本的に見直していくことが重要な課題である。

II 経済活性化と中小企業対策

我が国経済は緩やかな景気拡大基調に黄信号がともりはじめたといわれる。米中経済摩擦の影響などで企業収益に陰りが見えてきたからである。

さらに、アベノミクス最大の成果をもたらしたといわれる円安・株高傾向の行方も不透明になっている。その背景には米国が金融引き締めから緩和へ微妙に舵をきる一方で、我が国の異次元の大規模緩和策に手詰まり感が出ていることがある。それどころか、行き過ぎた緩和により市場機能や金融機能に歪みが生じている。

「骨太の方針2019」はAI(人工知能)活用による生産性向上や教育無償化などを中心とした「人づくり

革命」、長時間労働の是正などによる「働き方改革」といった経済社会の活性化策を打ち出しているが、焦点が絞られていないうえ潜在成長力をどの程度押し上げるのか定かではない。成長戦略の“一丁目一番地”であったはずの規制緩和、とりわけ農業や医療といった岩盤規制に改めて切り込む必要がある。

指摘したように、相互の保護主義政策がぶつかる形の米中経済摩擦をはじめ我が国を取り巻く環境は一層、厳しくなっている。対外的には日・EU(欧州連合)経済連携協定(EPA)の活用など自由貿易政策を推進し、国内的には個人消費の喚起と企業の膨大な内部留保を活用する方策が不可欠である。

また、地域経済と雇用を担う中小企業の活性化策もより重要になる。そのためには地方創生戦略との連携強化や、事業承継税制のさらなる改革が求められよう。

1. 法人実効税率について

平成28年度税制改正で、法人実効税率「20%台」が実現(29.74%)したが、“先進国クラブ”と称されるOECD(経済協力開発機構)加盟国の法人実効税率平均は25%、アジア主要10カ国の平均は22%となっている。米国もトランプ税制改革で我が国水準以下に引き下げられた。

EU内では一部に引き下げ行き過ぎ論も出ているが、我が国の水準が比較的高いという現実が変わりはない。国際競争力強化などの観点から、今般の法人実効税率引き下げの効果等を確認しつつ、さらなる引き下げも視野に入れる必要がある。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業は地域経済の担い手であるだけでなく、我が国経済の礎である。グローバル経済や厳しい環境変化に対応し、その存在感を維持できるような税制の確立が求められる。

- (1) 中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。
- (2) 租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものと適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要があるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。
 - ① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。

- ② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃し全額を損金算入とする。なお、それが直ちに困難な場合は、令和2年3月末日までとなっている特例措置の適用期限を延長する。

- (3) 中小企業経営強化税制(中小企業等経営強化法)や、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例(生産性向上特別措置法)等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末(賦課期日)が迫った申請や認定について弾力的に対処する。

3. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。その中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要と考える。

- (1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。
- (2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたことは評価できるが、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

 - ① 猶予制度ではなく免除制度に改めるとともに、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。
 - ② 国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。なお、特例制度を適用するためには、令和5年3月末日までに「特例承継計画」を提出する必要があるが、この制度を踏まえてこれから事業承継の検討(後継者の選任等)を始める企業にとっては時間的な余裕がないこと等が懸念される。このため、計画書の提出期限について配慮すべきである。

Ⅲ 地方のあり方

国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図る地方分権化は地方活性化の上でも重要である。その際には地方の自立・自助の理念が不可欠である。地方創生戦略を推進するうえでもこの理念は極めて重要になる。

今年度が最終年にあたる第1期の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を振り返ってみると、こうした理念や意識が希薄だったように見える。地方自身がそれぞれの特色や強みをいかした活性化戦略を構築し、地域の民間の知恵と工夫により、新たな地場技術やビジネス手法を開発していかなければ真の活性化にはつながらない。

その意味で、「ふるさと納税制度」の返礼品アピール競争をみていると、あまりに安易で地方活性化に正面から取り組もうとしているのか疑問を呈さざるを得ない。今般の税制改正では過度な返礼品を送付している自治体を制度の対象外にする見直しが行われたが、当然の措置であろう。住民税は本来、居住自治体の会費であり、他の自治体に納税することは地方税の原則にそぐわないとの指摘もある。納税先を納税者の出身自治体に限定するなど、さらなる見直しが必要である。

また、「地方は国の仕送り(地方交付税)を貯金している」として問題になった地方の基金残高総額も過去最高の22.0兆円(29年度)に膨らんだままである。そもそも、地方交付税制度は国が地方の不足財源を手厚く保障する機能を有しており、それが地方の財政規律を歪めているとして改革が求められてきた。地方は国に頼るだけでなく、自らの責任で行財政改革を進め地方活性化策を企画・立案し実行していかなければならない。

- (1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要であり、集中的に取り組む必要がある。
- (2) 広域行政による効率化について検討すべきである。基礎自治体(人口30万人程度)の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。
- (3) 国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体で広く導入すべきである。
- (4) 地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイレス指数(全国平均ベース)が改善せず高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体

系に見直すことが重要である。

- (5) 地方議会は、議会のあり方を見直し、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

Ⅳ 震災復興等

東日本大震災からの復興に向けて復興期間の後期である「復興・創生期間(平成28年度～令和2年度)」も4年目に入っているが、被災地の復興、産業の再生はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

また近年、熊本地震をはじめ地震や台風などによる大規模な自然災害が相次いで発生しているが、東日本大震災の対応などを踏まえ、適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まねばならない。

V その他

1. 納税環境の整備

行財政改革の推進と納税者の利便性向上、事務負担の軽減を図るため、国税と課税の基準を同じくする法人の道府県民税、市町村民税、法人事業税の申告納税手続きにつき、地方消費税の執行と同様に、一層の合理化を図るべきである。

2. 租税教育の充実

税は国や地方が国民に供与する公共サービスの対価であり、国民全体で等しく負担する義務がある。また、税を適正に納め、税の用途についても厳しく監視することが重要である。しかしながら、税の意義や税が果たす役割を必ずしも国民が十分に理解しているとはいえない。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。



会 長
新倉 裕
(有)ユタカ企業

令和元年度及び2年度の 役員をご紹介します。



副会長
組織委員会／青年部会
晝間 良雄
(有)ティファニー



副会長
総務委員会／財務委員会
真田 勉
真田石油販売(株)



副会長
税制委員会／源泉部会長
浦上 裕史
菊屋浦上商事(株)



副会長
厚生委員会
金子 ミサ子
(株)金子畜産



副会長
源泉部会
岩崎 正
千寿産業(株)



副会長
事業研修委員会
岩田 正
(有)岩田組



副会長
広報委員会／女性部会
藤本 都子
三和紙業(株)



監 事
中村 昌治
(有)石神前中村商店



監 事
森 正雄
(有)エムスリー



監 事
米田 由太郎
(有)米田建設

委員会



総務委員長
常任理事
鈴木 匠
(株)鈴木工務店



財務委員長
常任理事
中野 伸一
信栄自動車工業(有)



税制委員長
常任理事
宮崎 明彦
(株)丸庄産業



広報委員長
常任理事
中嶋 勇
相模原観光(株)



事業研修委員長
常任理事
小口 伸夫
(株)みらい



組織委員長
常任理事
小谷 圭一
(株)コンティ



厚生委員長
常任理事
山口 誠志
山口自動車(株)

部会



女性部会長
常任理事
小山 孝子
(株)小山商会



青年部会長
常任理事
尾崎 勲
尾崎理化(株)

中央北支部



中央北支部長
常任理事
宮崎 明彦
(株)丸庄産業



中央南支部長
常任理事
中野 伸一
信栄自動車工業(有)



大野北支部長
常任理事
草野 太朗
(有)草野測量



大野中支部長
常任理事
竹中 勝藏
(有)竹中左官工業



新相麻支部長/麻溝台区長
常任理事
鈴木 晴澄
(株)スズコー



小山清新地区長
理事
高橋 英樹
サガミ急送(株)



副支部長
理事
山中 達
(株)東洋カイトック



淵野辺地区長
理事
平井 良和
庶民建設(株)



大野中第1地区長
理事
小池 重憲
(株)小池設備



相武台区長
理事
土田 喜正
(株)タケダホームサービス



相模原矢部地区長
理事
関戸 和浩
(株)くらや



副支部長
理事
坂本 昌幸
相模オート硝子(有)



共和地区長
理事
齊藤 啓夫
(株)鹿沼



大野中第2地区長
常任理事
小口 伸夫
(株)みらい



新磯地区長
理事
荒井 優子
(株)章栄石油

大野南支部



大野南支部長
常任理事
春原 正明
㈱タカチホ産業



副支部長
副会長
岩崎 正
千寿産業㈱



副支部長
常任理事
小谷 圭一
㈱コンティ



副支部長
理事
國生 猛
㈱国生企画



副支部長
理事
宮崎 健一
㈱FUN

橋本支部



橋本支部長
常任理事
丸山 和加恵
㈲クリエイティブデザイン製作所



副支部長
理事
木立 成衛
セイコー自動車㈲



副支部長
理事
久保 義輝
㈲三幸ハウジング

大沢支部



大沢支部長
常任理事
山口 康章
㈱菊菱商事



副支部長
理事
小川 美智男
㈲小川石油



副支部長
理事
久保田 憲藏
㈲久保田写真館

田名支部



田名支部長
常任理事
高橋 成育
高橋産業㈱



副支部長
理事
田所 敬一郎
㈱田所製作所

上溝支部



上溝支部長
常任理事
石原 武
㈲石原組



上溝地区長
理事
市村 努
㈲市村塗装



麻溝地区長
理事
伊波 耕文
㈱伊波総建

相模台支部



相模台支部長／南台地区長
常任理事
安田 純子
㈱アラフラ



相模台地区長
理事
林 大介
㈲ハヤシ美掃

津久井第1支部



津久井第1支部長
常任理事
奈良 輝生
㈱奈良呉服店



津久井地区長
理事
足立 哲
㈲津峯アルミ



城山地区長
理事
米山 利夫
㈲中原製作所

津久井第2支部



津久井第2支部長／相模湖地区長
常任理事
福本 寿
㈱協和観光



活動フラッシュ

2019年 8月 ▶ 10月



地域美化運動 9/15(日) 中央北支部

内容/中央北支部地域のゴミ拾い
場所/矢部地域とその周辺



よさこいRANBU! 9/15(日) 大野中支部

内容/法人会P R・募金・物品販売・会員拡大バーベキュー交流会
場所/古淵駅前通り



東林ふるさとまつり 9/29(日) 大野南支部

内容/射的等の実施や税に関する資料の配布
場所/東林小学校



おださがロードフェスタ 10/5(土)・6(日) 相模台支部

内容/法人会のP R、「一億円を持ってみようコーナー」の開設、税金体操、税金クイズ
場所/小田急相模原北口周辺



税理士会との連絡協議会 8/27(火) 組織委員会

内容/東京地方税理士会との意見交換会(1)ニセ税理士の排除について(2)会員増強の協力について(3)今後の連絡協議会開催について
場所/杜のホールはしもと



会員増強決起大会及び福利厚生制度推進連絡協議会 9/2(月) 組織委員会・厚生委員会

内容/会員増強と方法・決意表明、福利厚生制度について
場所/相模原法人会館



改正税法説明会 9/4(水) 税制委員会

第1部/「2019年度税制改正について」講師/相模原税務署担当官 第2部/「消費税軽減税率制度の最終確認」講師/東京地方税理士会相模原支部所属税理士
場所/相模原法人会館



税務研修会と健康講座 9/6(金)

女性部会

第1部/「2019年度 税制改正について」講師/相模原税務署担当官 第2部/冷えについて「心と体と絆を暖める」講師/㈱ジェイ・エス代表取締役 嶋田武史 氏
場所/相模原法人会館



税務研修会と経営研修会 9/13(金)

津久井地区

第1部/「改正消費税(軽減税率)について」講師/相模原税務署担当官
第2部/お客様の怒りを笑顔に変える!講師/クレームコンサルタント 谷 厚志 氏
場所/津久井商工会



公開講演会 9/19(木)

大野南支部

内容/「生きているだけで100点満点!」
講師/女優・タレント 奥山佳恵 氏
場所/ホテルラポール千寿閣



健康セミナー 9/24(火)

上溝支部

内容/「100年時代を健康に生きるための腸活」
講師/一般社団法人日本美腸協会認定講師 岩崎恵子 氏
場所/ずっと我が家 上溝本店



全国大会 三重大会 10/3(木)

全国法人会総連合

内容/税制改正提言の報告及び租税教育活動の事例発表
場所/三重県津市産業スポーツセンター



署長を囲む座談会 10/15(火)

源泉部会・女性部会・青年部会

内容/「神話を通じて今を考える」
講師/相模原税務署 署長 関根 博 氏
場所/相模原法人会館



日帰りバス旅行 9/23(月・祝)

相模台支部

内容/横須賀軍港めぐりと鮎のかぶと焼き
場所/横須賀市周辺



日帰りバス旅行 9/29(日)

大沢支部

内容/TOKYOミナトリエと築地場外&スカイツリー
場所/築地・お台場

お知らせ

税務署へ提出する申告書や申請書等には

マイナンバーの記載が必要です!!



マイナンバーPRキャラクター
マイナちゃん

申告書などを税務署へ提出する際は、”**毎回**”

マイナンバーの
記載

1234567890

+

本人確認書類の
提示又は写しの添付

が必要です!

※ e-Taxで提出すれば、本人確認書類の提示又は写しの添付は不要です。

本人確認書類



マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの方は

・マイナンバーカードだけで、本人確認（番号確認と身元確認）が可能です。

ポイント!

マイナンバーカードは、番号確認と身元確認が1枚で可能な唯一のカードです。
是非、マイナンバーカードを取得し、ご利用ください!



マイナンバーカードをお持ちでない方は

番号確認書類

ご本人のマイナンバーを確認できる書類

- 通知カード
- 住民票の写し又は住民票記載事項証明書
(マイナンバーの記載があるものに限りです。)

などのうちいずれか1つ

+

身元確認書類

記載したマイナンバーの
持ち主であることを確認できる書類

- 運転免許証
- 公的医療保険の被保険者証
- パスポート
- 身体障害者手帳
- 在留カード

などのうちいずれか1つ

※平成30年1月以降、一部の手続について、番号確認書類の提示又は写しの添付を省略することができます。詳しくは、国税庁ホームページをご確認ください。

マイナンバーカードの取得方法は?

意外と簡単!
スマホから申請
できます!

マイナンバーカードは郵便・パソコン・スマホなどから市町村宛に申請でき、初めて
申請される方は無料で取得できます。

詳しくは、マイナンバーカード総合サイトをご覧ください。

マイナンバーカード 取得方法

マイナンバーカードが
利用できる場面が、
今後どんどん拡大する
見込みです!



いろいろな行政手続が
マイナンバーカードを使って
便利に利用できるようになる
予定ですので、お早めの取得を
おすすめします!

スマホによる申請
はこちらから!



マイナンバーカードを活用して e-Taxをより便利に！



e-Taxで申告するには？

- STEP
1 マイナンバーカードを取得
- STEP
2 ICカードリーダーまたはマイナンバーカード対応のスマートフォンを用意
- STEP
3 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」へ

マイナンバーカード
対応のスマホ一覧は
こちらから！



e-Taxのメリットは？

より便利に
なりました！

24時間 提出可能

税務署に出向くことなく、確定申告期間中は土日祝日も含めて24時間（その他の期間は平日24時間）申告書の提出ができます。

本人確認書類 の提出が不要

e-Taxで提出すれば、本人確認書類の提示または写しの提出が不要です。

これからも より便利に

マイナンバーカードを利用してe-Taxで申告書を送信する場合、e-Taxの利用者識別番号（ID）・パスワードの入力・管理を不要にするなど、利便性を高めるため様々な取組みを行っております。

マイナンバーカードでできることって？

今後もできること
増え続けます！

メッセージ の確認

マイナンバーカードでログインすれば、e-Taxのメッセージボックスから、申告した内容や税務署からのお知らせを確認できます！

身分証明書 として

マイナンバーカードのおもて面は、運転免許証などと同様に公的な身分証明書として利用できます！

その他にも さまざまな シーンで

その他にも、マイナンバーカードを使ってコンビニで住民票の写しが取得できたり、マイナポータルにログインしたり、利用できるシーンが増え続けています！

その他のメリット
はこちらから！





◆大沢支部

大貫 直克(おおぬき なおかつ)さん
店長。父の後継者になるという子どもの頃からの夢の実現のため、高校卒業後、6年間に及ぶ老舗京料理店での厳しい修行を乗り越える。趣味はゴルフ。3人の息子たちと一緒に野球を楽しんできた家族思いの父親。



花 横浜線橋本駅から徒歩17分。明るい茶色の横格子の扉を引いて店の中へ入ると、落ち着いた和の空間が広がります。店長の大貫直克さんに、お話を伺いました。

1階はカウンターや広いテーブル席が並んでいて、2階は宴会場になっているんですね。

天 2階の宴会場は広い畳の部屋が仕切りで区切れるので、2名様からご利用いただけます。

花 ゆったりとした廊下の両側にお部屋が並んでいますね。

天 1番広い部屋は椅子だと94名様、座布団だと100名様まで対応できます。舞台袖のあるステージやカラオケも完備しています。

花 余興にもいいですね。宴会のコース料理は、どのようなメニューですか？

天 たとえばボリュームが欲しい若い方には肉料理を付けたり、量は要らな

京懐石コースまで 550円ランチから 楽しめる和食処

少人数でも大勢でも、椅子でも座布団でも宴会OK！

かまな庵

かまな定食
1,300円



いという方には品数を減らした分、刺身を高いものに変えたりしています。5000円コースでご提供している「トマトの宝箱」をどうぞ。

花 素敵なお料理ですね！トマトが器になっていて見た目も楽しいです。

天 丸ごと食べられます。野菜や魚介、イチヨウや、もみじの形に抜いたパプリカも入っています。

花 ドレッシングは青じそ風味でサッパリしていて、少しワサビが利いているのがいいですね。

天 トマトの季節が過ぎれば柿を器にしてみたり、カップで菊を、揚げ素麺でイガグリを作ってみたり…京都の老舗料理店で修行して学びました。

花 修行はいかがでしたか？

天 それはもう辛かったです。3日目に夜逃げした人もいました。同期が10人位いましたが、3ヶ月後、半分残っていませんでした。でも、おかげで何でもできるようになりました。

花 ふぐ、ウナギも食べられるのですね。うどんや蕎麦も美味しそうです。

天 うどんは父が毎日、打っています。87歳になりますが元気です。今流行のコシのある麺ではなく、昔ながらの柔らかさが売ります。

花 熟練の技が光る、できたての手打ち麺ですね。口当たりや喉越しがツルンと優しいです。ところで、550円のランチは、とてもお得ですね！

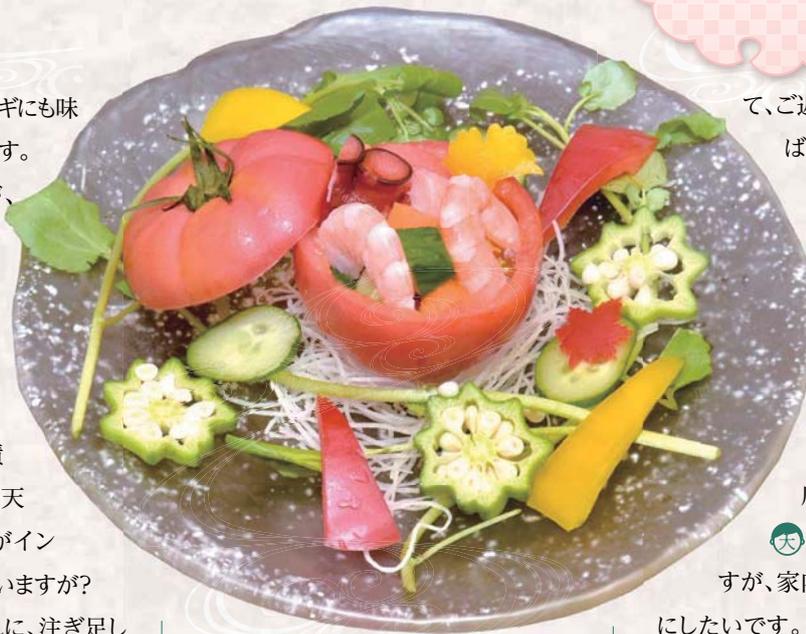
天 生姜焼き定食が特に人気があります。



- 住所 / 相模原市緑区橋本台2-9-2 ●連絡先 / 042-772-2240
- 営業時間 / 11:30~13:30(完売しだい終了) デイナー18:00~21:00
- 定休日 / 不定休 日曜日は宴会予約のみ受付

トマトの宝箱

5,000円コース
の一部(税込)



🌸 醤油ベースで、タマネギにも味がしみて、とても美味しいです。

🍷 ランチとは別ですが、「少しずついいから、いろいろなものを食べたい」という声に応えたのが『かまな定食』です。

🌸 天麩羅、お刺身、サラダ、冷や奴、ご飯、麺、漬物…充実のお膳ですね。天麩羅といえば黒いたれがインターネットで話題になっていますが？

🍷 55年前に作ったたれに、注ぎ足しを繰り返しているの、かなり色が濃くなっています。初めての方には「焦げているのでは?」と聞かれることもあります。

🌸 甘めで美味しいです。秘伝のタレは、お店の大切な宝物ですね。他に大事にしていることはありますか？

🍷 温かいものを温かく、冷たいものを冷たく出すこと。料理をご提供するタ

イミングです。それから宴会の送迎です。自分で運転することもあります。

🌸 送迎は、ありがたいですね。ときに、店名の『かまな』とは、どういう意味ですか？

🍷 祖父の話では、大貫家はかなり昔、菓子屋をやっていた釜の穴があったらしいんです。やがて釜の穴が縮まっ

て、ご近所から『かまな』って呼ばれるようになったとか。それで私の母親が、屋号にしました。

🌸 昔のご近所さんと、お母様が名付け親なのですね。歴史ある店名ですね、今後、どんなお店でありたいですか？

🍷 最終的にはという話ですが、家内と2人だけでできる店にしたいです。自分が最初から最後までかかわれる形を経てから店を終えられたら嬉しいです。

🌸 「駅から少し遠いですが、料理と送迎と私の笑顔で挽回します!」と明るく笑う奥様。大貫店長は「家内は宴会の時は着物に着替えて接待するんですよ」と教えてくれました。昼も夜も何度でも足を運びたくなるお店でした。



生姜焼定食(週替りランチ)550円



2階 宴会場



消費税完納推進・ 電子申告利用推進宣言式 が行われました。

令和元年10月8日、「消費税完納推進・電子申告利用推進宣言式」が相模原税務署で行われました。

相模原税務署管内団体長会は、相模原税務署管内納税貯蓄組合、相模原青色申告会、公益社団法人相模原法人会、相模原間税会、酒類業相模原懇話会、東京地方税理士会相模原支部からなる税務行政協力6団体となり、正しい税知識の普及及び納税同意の高揚を目的として、相模原税務署と連携し各団体相互に緊密な協調を図るとともに、地域社会の健全な発展に寄与する活動を行っています。

10月1日から税率が引き上げられた消費税の期限内納付並びに電子申請の利用について、6団体が一丸となり、その推進に向けて取り組むことを宣言いたしました。



消費税完納推進・電子申告利用推進宣言 宣言書交付の様子



左から 税務署 栗村副署長・法人会 新倉会長・税務署 関根署長 法人1部門 石丸統括官・イータ君

新会員紹介

令和元年8月・9月

法人名等	業種	代表者氏名	所在地	支部・地区等
株式会社 SBCHAブラクシス	あん摩マッサージ指圧治療院	黒澤 一弘	相模原市南区相模大野5-27-39和田ビル2階つむぐ指圧治療室	大野南
株式会社 ヴィレッジ	通信機器販売、情報通信	増子 雅洋	相模原市南区松が枝町24-3	大野南
株式会社 サンフレッシュ	リフォーム工事、不動産の売買、賃借仲介	佐々木卓也	相模原市中央区田名1222-5	田名
有限会社 テクニカルズマサ	金属加工製造	鈴木 正志	相模原市中央区田名2285-1	田名
ピー・シー・エス 株式会社	産業機器レンタル業	永尾 政憲	相模原市中央区田名塩田 1-2-3	田名
株式会社 SSH	建設業	上原 貴幸	相模原市南区南台4-11-1	南台
株式会社 グランシェル	介護保険施設	小山 孝子	相模原市緑区青山2033-2	津久井
株式会社 昭和商事	食肉卸売販売、環境洗剤販売	小野沢秀昭	相模原市緑区三ケ木614-1	津久井
藤栄建設 株式会社	土木工事業	志村 実	相模原市緑区小淵1792-1	藤野
カープラン	自動車板金塗装	吉田 匠	相模原市中央区田名塩田 3-2-1	賛助会員
苗村泰徳税理士事務所	税理士業務	苗村 泰徳	相模原市中央区東洲野辺 4-18-28	賛助会員
川田屋 株式会社	全酒類、食材、冷凍食品、清涼飲料水、塩、雑貨等の販売	川島 敏徳	町田市森野1-26-10	賛助会員
秋田 尚輝	大工工事、屋根工事、給排水設備工事、内装工事	秋田 尚輝	相模原市南区当麻807-1 原当麻Mハイツ202	賛助会員

情報公開に同意された方のみ掲載しています。

会議室ご利用のご案内

法人会館の会議室を ご利用いただけます。

会員の方はもちろん、一般の方も会議や研修会等にご利用になれます。飲食を伴うパーティー等や土日祝祭日のご利用も可能です。
※使用に際して、物品等の販売及び公序良俗に反した内容のご利用はできません。



- ◎当会の支部地区等の役員会・研修会……無料
 - ◎会員会社でのご利用……………会員料金
 - ◎会員以外の方のご利用……………一般料金
- ※予約状況の確認はHPにてご覧いただける他、お申込みも可能です。

本誌同封広告のご案内

「広報誌はやぶさ」に、 貴社の広告を同封いたします。

会員のみなさまに隔月でお届けしております「はやぶさ」に、貴社の広告と一緒に封入することができます。
どうぞご利用ください。

《発行内容》

部 数：3,500部
発行日：隔月(5・7・9・11・1・3月)

《封入広告》

寸 法：角2封筒に入る大きさ
(A4版、B4・A3版二つ折りまで可)

内 容：会員に配布するに相応しい内容であること
発行部数印刷、寸法に合うこと

料 金：30,000円(1回)

お申込み：封入希望発行月より1ヶ月前までにご連絡
ください。

読者
プレゼント

令和2年 相模原の 風景カレンダー

10名様にプレゼント!

応募締切り

令和元年11月30日(土)

今すぐハガキかFAXで!

下記の内容をご記入の上、相模原法人会事務局までFaxまたはハガキでお申込みください。

- ①希望商品名：「令和2年カレンダー」
- ②郵便番号 ③ご住所 ④法人名 ⑤お名前 ⑥電話番号
- ⑦「広報誌はやぶさ」に関するご意見、ご感想など



B2サイズ(縦72.8cmX51.5cm)

※画像は2019年のカレンダーです。

提供/(株)栄文舎印刷所

◎当選発表はプレゼントの発送をもって代えさせていただきます。 また、ご感想などをご紹介させていただく場合がございます。

会議室のご利用・プレゼントのお申込み、タオル等のご寄付、広告の同封、本誌に関するお問合せやご感想はこちらまでお寄せください。

公益社団法人 相模原法人会事務局

TEL.042-755-3027 FAX.042-753-3273
〒252-0236 相模原市中央区富士見6-13-16
<http://www.sagamiharahojinkai.or.jp>

Member recruitment 青年部会員募集

お待ちしております!

◎入会資格

相模原法人会正会員又は賛助会員の方で50歳以下の経営者、またはそれに準ずる方



市民まつりパレード



研修会



おもしろカレッジ



租税教室

◎お問い合わせ・お申込み 公益社団法人相模原法人会事務局 TEL 042-755-3027

新しい仲間たち

①会社名 ②業種 ③支部 ④座右の銘 ⑤ひとことPR



いけだ とよみ
池田 豊文

①株式会社池田管工事
②管工事業
③津久井地区
④驕らず前進
⑤相模原市緑区中野で管工事業(空調衛生設備業)を営んでおります。主に工場、事務所ビル、医療施設、学校などの工事を手掛けております。今後、皆様と共に活動させていただきますので、どうぞ宜しくお願いいたします。



かどくら ひろかず
門倉 弘和

①有限会社門倉製材所
②請負建築
③津久井地区
④小さな事からコツコツ!
⑤この度、法人会青年部に入会致しました門倉です。相模原は広いので中央区、南区の諸先輩の方々とも交流を深めていければなと思っていますので宜しくお願い致します。



せきど やすひろ
関戸 康弘

①株式会社栄文舎印刷所
②印刷業
③津久井地区
④感謝
⑤印刷業を営んでおります。私自身、未熟ではございますが青年部活動を通して勉強させて頂き成長したいと思っております。ご指導ご鞭撻を宜しくお願いします。



まつした りょう
松下 遼

①株式会社三界舎
②デザイン制作事業・飲食事業
③相武台地区
④今だけ全力で生きる
⑤「私達が出会えた全てに上質なサービス」をモットーに相模原市南区に起業してまだ1年の新米会社です。デザインから制作、施工までを一括管理で行っております。小さなものは名刺1枚からWebページ、販促品、看板まで何でも喜んで制作いたします。また、相武台前駅北口にてbar太夫も運営しております。お近くに来られた際には是非、当店までお立ち寄り下さいませ。